**診療用エックス線装置等の変更・廃止の手続きについて**

○　定格出力の管電圧が１０キロボルト以上の診療用エックス線装置を増設又

は更新する場合は１～３の手続きが必要です。

※　定格出力が同じか低下（最大管電圧、最大管電流がともに下がる場合に限

る。）する診療用エックス線装置に更新する場合は届出（３）の手続きのみと

なります。（移動型（携帯型）エックス線装置を除く。）

※　なお、本手続きによる主な診療用エックス線装置は以下のとおりです。

それ以外の装置については様式等が異なりますので、事前にご相談くだ

さい。必要な様式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードする

ことができます。

　　　◎直接撮影装置◎間接撮影装置◎断層撮影装置◎エックス線透視装置◎歯科用エックス線装置（デンタル・パノラマ・セファロ）◎エックス線ＣＴ◎血管造影撮影装置（アンギオ）◎外科用イメージ◎移動型（携帯

　　　型）エックス線装置◎乳房撮影用エックス線装置（マンモグラフィー）◎骨塩定量分析エックス線装置◎輸血用血液照射エックス線装置◎シミュレータ（位置決め）など

* 流れ図



１　病院開設許可事項一部変更許可申請書（第４号様式）の提出

　　　提出先　　　名古屋市役所健康福祉局保健医療課

**＊申請を行う場合は、事前にお電話でご相談ください。**

提出期限　　診療用エックス線装置変更前

　　　提出部数　　３部（添付書類を含む）

　　　　　　　　　　１部　保健医療課用

　　　　　　　　　　１部　保健センター用（当課より転送いたします）

　　　　　　 　　 １部　開設者控用（許可証とともに返却いたします）

添付書類　　①　変更前・変更後の診療用エックス線装置を設置する部

屋がある階の平面図（変更部を赤線で囲む）

　　　　　　　　　②　変更前・変更後の診療用エックス線装置を設置する部

屋の配置図

③　診療用エックス線装置設置（予定）届出事項変更届

（第２５号様式）の案

※　既に他の診療用エックス線装置を設置している場合

に必要です。案として添付するものであり、管理者印は不要です。

④　変更前・変更後の病院にある全ての診療用エックス線

装置の製作者、型式、定格出力、設置場所（移動型（携

帯型）の場合は保管場所）の一覧表

※　既に他の診療用エックス線装置を設置している場合

に必要です。

⑤　診療用エックス線装置設置届（第１６号様式）の案

※　案として添付するものであり、管理者印は不要です。

※　開設と同時又は他の診療用エックス線装置を設置し

ていない場合で新規設置する場合も当様式の添付が必

要です。

⑥　エックス線診療室の隣接室名、上階及び下階室名並び

に周囲の状況を明記した平面図及び側面図

⑦　しゃへい計算書

※１室に２台以上設置される場合は、合算表が必要です。

※　移動型（携帯型）エックス線装置については線量分

布図の添付で可とします。

⑧　その他、設置する診療用エックス線装置のカタログ等

があれば添付してください。

「１」に対する許可証の公布日以降に、エックス線診療室の整備、診療用エックス線装置の搬入等が可能となります。診療用エックス線装置の使用が可能となりましたら、「２」の手続きをお願いします。

２　病院施設使用許可申請（第１５号様式）の提出

　　　提出先　　　名古屋市役所健康福祉局保健医療課

**＊申請を行う場合は、事前にお電話でご相談ください。**

　　　提出期限　　「１」の許可後、診療用エックス線装置稼働前

　　　　　　　　　　※　実地検査が必要な場合は、検査日の１０日前までに

提出が必要です。

提出部数　　３部（添付書類を含む）

　　　　　　　　　　１部　保健医療課提出用

　　　　　　　　　　１部　保健センター用（当課より転送いたします）

　　　　　　 　　 １部　開設者控用（許可証とともに返却いたします）

添付書類　　①　診療用エックス線装置を使用する場所（移動型（携帯

型）エックス線装置の場合は保管場所）を明示した平面

図

※　今回使用許可を受けようとする部分を朱枠等で囲む

等、明示すること

②　漏えい線量測定結果表

③　検査を申請者自ら検査を行った場合は自主検査結果届

出書

※　エックス線診療室等に変更がなく、装置等のみの

変更である場合に限ります。なお、この場合は「３」

の手続きは不要です。

④　その他の添付書類が必要となる場合もありますので、

　事前にお尋ねください。

手数料　 ○ 本市職員による実地検査の場合（市長検査）

４５，０００円

○ 申請書自ら検査を行った場合（自主検査）

１８，０００円

※ 申請当日お渡しする納付書により納付いただき、納付済

証の写しをご提出ください。

「２」に対する許可証の公布日以降に、エックス線診療室及び診療用エッ

クス線装置の稼働が可能となります。使用の日から１０日以内に「４」の

手続きをお願いします。

３　実地検査

　　保健医療課職員（集約保健センターの職員が同行する場合もあります）が

現地確認にお伺いいたします。当日必要となる書類等が有る場合は事前に連

絡いたしますので、ご準備いただきますようお願いします。また、当日の検

査にご立会の上、検査確認の実施にご協力いいただきますようお願いします。

なお、エックス線診療室等につきましては、検査日当日までに使用可能な

状態である必要があり、検査の結果改善を要する点がある場合は、再検査が

必要です。

４　診療用エックス線装置設置（予定）届出事項変更届（第２５号様式）及び

診療用エックス線装置設置届（第１６号様式）

提出先　　病院の所在区によって異なります。

①　所在区が千種、昭和、瑞穂、名東区の場合

千種保健センター医療安全担当（電話番号：052-753-1963）

②　所在区が西、中村、熱田、中川区の場合

中村保健センター医療安全担当（電話番号：052-433-3024）

　　　　　　③　所在区が東、北、中、守山区の場合

中保健センター医療安全担当（電話番号：052-265-2254）

　　　　　　④　所在区が港、南、緑、天白区の場合

南保健センター医療安全担当（電話番号：052-614-2827）

　　　提出期限　　変更後１０日以内

　　　提出部数　　３部（添付書類を含む）

　　　　　　　　　　１部　保健センター提出用

　　　　　　　　　　１部　保健医療課用（保健センターより転送されます）

　　　　　　　　　　１部　開設者控用（収受印を押印の上返却いたします）

　　　添付書類　　①診療用エックス線装置等の設置場所の平面図及び側面図（管理区域が表示されていること）

　　　　　　　　　＊その他「１」及び「２」の申請の際に「案」として提出した「しゃへい計算書」「漏えい線量測定結果表」等の書類一式が必要となります。

○　本手続きによる診療用エックス線装置を、全て備えなくなった場合は廃止届が必要です。

診療用エックス線装置の台数が減少する場合は、「変更」の手続きをします。

診療用エックス線装置等廃止届（第２６号様式）

　　　 提出先　　　「３」と同じ

　　　提出期限　　廃止後１０日以内

　　　提出部数　　３部（添付書類を含む）

　　　　　　　　　　１部　保健センター提出用

　　　　　　　　　　１部　保健医療課用（保健センターより転送されます）

　　　　　　　　　　１部　開設者控用（収受印を押印の上返却いたします）

＜お問い合わせ先＞

手続「１」～「３」については、

名古屋市役所健康福祉局保健医療課地域医療係

名古屋市中区三の丸３丁目１―１　本庁舎２階

電話９７２-３４９５　ＦＡＸ９７２－４１５４

手続「４」については、

各提出先の保健センター保健管理課医療安全担当

